

障害福祉サービス利用の流れ

実際に障害福祉サービスを利用するまでの大まかな流れをご説明します。なお、サービス種類によっては、流れが異なる場合がございますので、詳しくは伊勢崎市障害福祉課または障害者基幹相談支援センターへお問い合わせください。

① 相談・申請

市（障害福祉課）または障害者基幹相談支援センターに相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は市（障害福祉課）に申請します。

なお、この時点で担当してもらう指定特定相談支援事業者を決めておくとその後の手続きがスムーズになります。



障害者基幹相談支援センターとは

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害種別に縛られず、障害者等の困りごとへの相談に対応するとともに、地域の相談支援体制の強化を行います。

② 調査

必要な研修を受けた認定調査員が、障害者等またはその保護者と面接をして、心身の状況や生活環境などの調査を行います。



③ 審査・判定（認定）

調査結果及び医師の意見書（かかりつけ医等に作成してもらいます。）の内容をもとに審査を行い、障害支援区分の判定を行います。その後、審査判定結果に基づき、市町村が障害支援区分を認定します。



障害支援区分とは

障害者等が持つ様々な特性や心身の状態に応じて必要な標準的な支援の度合いを1から6までの段階に区分したものです。

④ サービス等利用計画案の提出

担当する指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市（障害福祉課）に提出します。



⑤ 決定・通知

障害支援区分やサービス利用計画案等の内容をもとにサービスの支給量などが決定され、併せて“支給決定通知書”、“障害福祉サービス受給者証”が通知・交付されます。



⑥ 事業者と契約・サービスの利用開始

サービスを利用する事業者と契約を結び、サービスの利用を開始します。

なお、利用料は、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて負担額が異なります。

サービス利用における負担額について

障害福祉サービス等を利用した場合の自己負担額は、利用者本人の属する世帯の収入等に応じて下表のとおり設定されています。

所得区分	世帯の状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)		0円
一般1	市町村民税課税世帯 ※所得割16万円(障害児及び20歳未満の施設入所者は28万円)未満の方(注2)	居宅で生活する障害児	4,600円
		居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2	上記以外の世帯		37,200円

(注1)障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の方は、低所得の中でも「低所得1」に区分され、それ以外の方は「低所得2」に区分されます。

(注2)グループホーム利用者及び20歳以上の施設入所者は除きます。「一般2」に区分されます。